

新たな時代の都市計画に対応した 都市計画業務の適切な発注方式の推進

暮らしやすい都市・地域づくりのためにー

2009年 3月

社団法人日本都市計画学会交流グループ
都市計画業務発注方式のあり方研究会

都市計画業務はプロポーザル方式によるほか、

業務の特性に応じた適切な方式による発注が望ましいと考えます

2000年7月の建設省通達および国土交通省において現在検討中の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」を踏まえると、都市計画業務は、標準的な業務の実施手法がなく、技術提案を反映させた方がより良い成果が期待できる分野の業務と考えられるので、プロポーザル方式を基本とした発注方式が望ましいと考えます。

一方、事前に仕様書の作成が可能だが入札価格に比して入札者の技術によって成果に相当程度の差が生ずる業務は総合評価方式に、技術的工夫の余地が少ない業務や予算規模が小さい業務は価格競争入札に、また緊急・特殊・継続等の業務は随意契約等、業務の特性に応じた適切な方式による発注が望ましいと考えます。

なお、2008年10月に実施した地方自治体における都市計画業務の発注実態に関するアンケート調査では、価格競争入札の問題とプロポーザル方式の有用性が認識され、また今後の都市計画業務の発注においてもプロポーザル方式の必要性が認識されています。

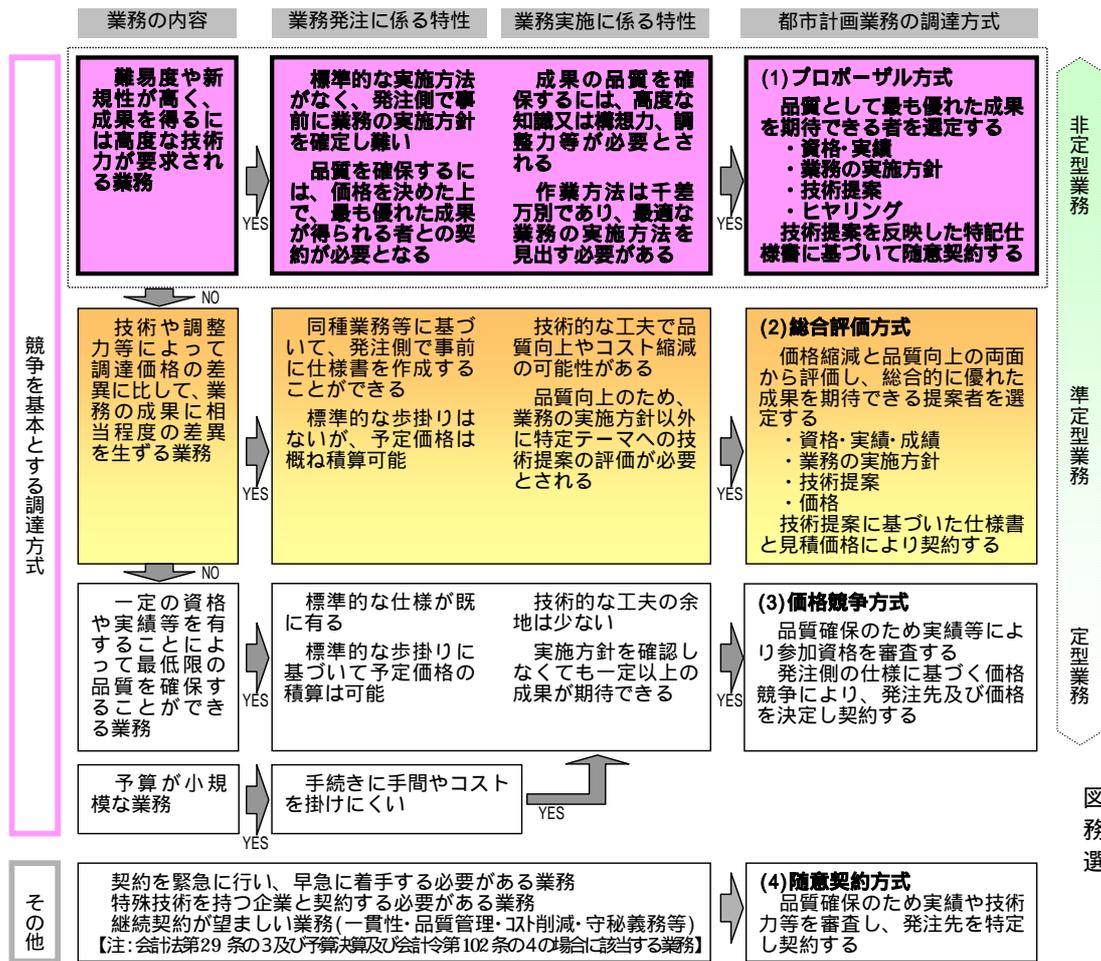


図 都市計画業務の発注方式の選定フロー

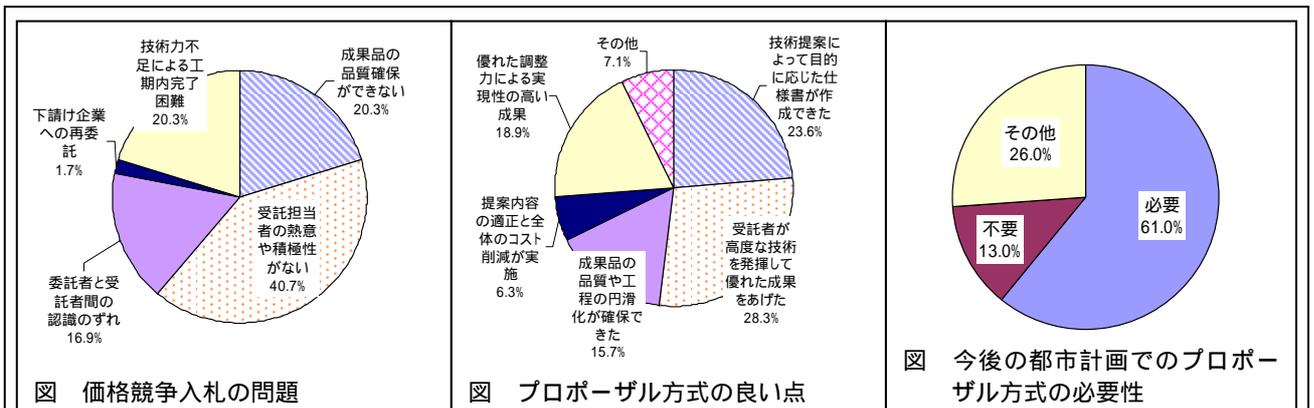
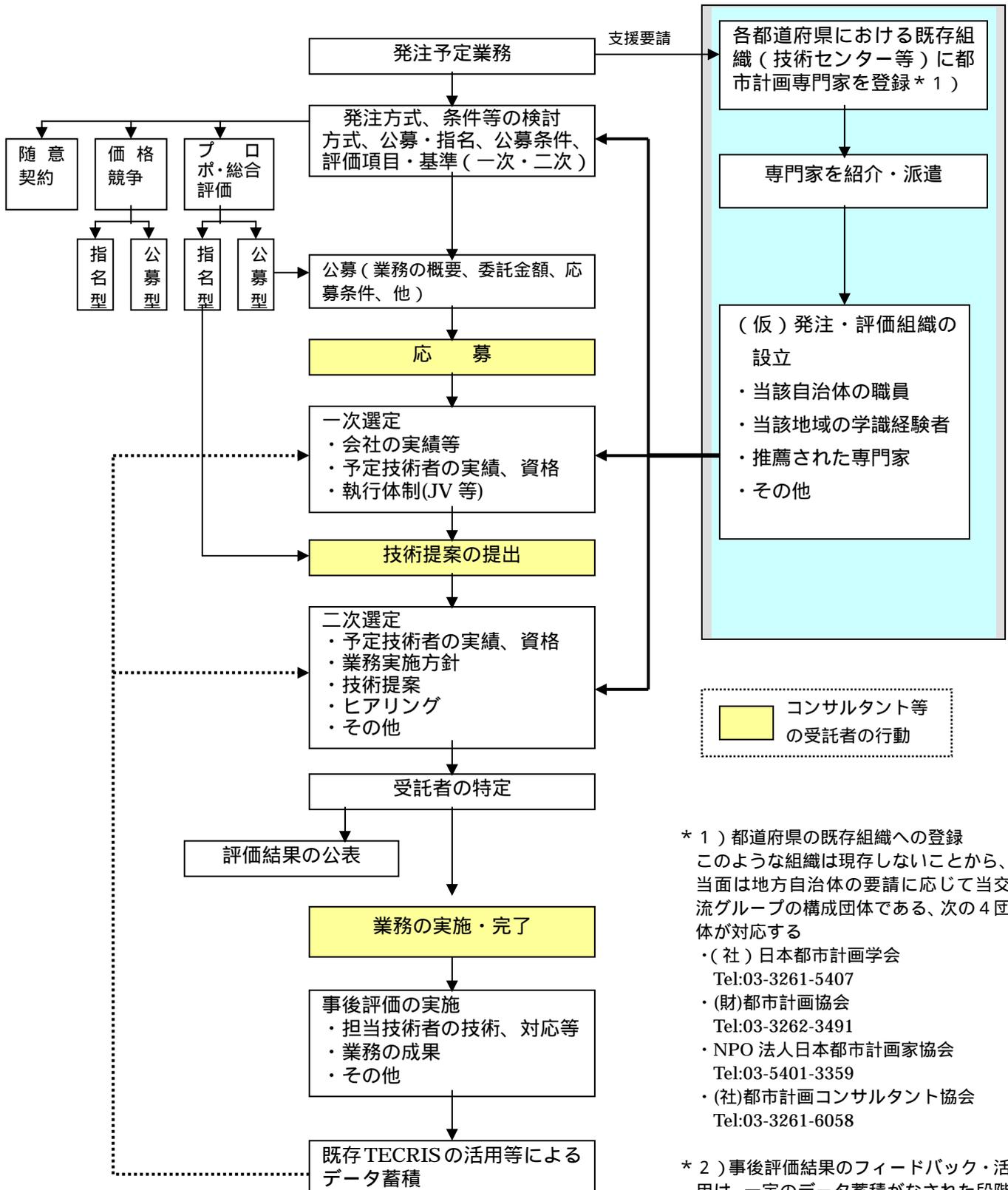


図 地方自治体による都市計画業務の発注の実態
全国5万人以上の地方自治体（発送458、回収221）に対する都市計画業務発注の実態調査による

都市計画業務の発注から完了までの流れ
 公募型プロポーザル方式および総合評価方式を基本として－



* 2) 事後評価結果のフィードバック・活用

* 1) 都道府県の既存組織への登録
 このような組織は現存しないことから、
 当面は地方自治体の要請に応じて当交流グループの構成団体である、次の4団体が対応する

- ・(社)日本都市計画学会
Tel:03-3261-5407
- ・(財)都市計画協会
Tel:03-3262-3491
- ・NPO 法人日本都市計画家協会
Tel:03-5401-3359
- ・(社)都市計画コンサルタント協会
Tel:03-3261-6058

* 2) 事後評価結果のフィードバック・活用は、一定のデータ蓄積がなされた段階から、一次選定及び二次選定で企業・及び予定担当者の評価と選定に活用することが可能となる。